令和３年９月農業委員会総会議事録

令和3年9月27日午後3時00分、令和3年9月農業委員会総会を市役所前川本館4階第一委員会室に招集する。

出席委員 15名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員
6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員
9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員
12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員	17番	須藤	秀人	委員
19番	伊藤	公正	委員	21番	小嶋	勇成	委員	23番	前田	優考	委員

欠席委員　0名

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席調整に協力した委員 10名

3番	三上	幸雄	委員	14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員
16番	髙橋	貴志	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	20番	兜森	弘義	委員
22番	藤田	善明	委員	24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員
26番	山内	知人	委員								

出席事務局 9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局総務係長	高木　一誠
事務局岩木分室統括主査	浅利　敏江	相馬分室主幹兼係長	藤田　徹
事務局主事	大浦　空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第58号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第59号	農地転用許可に係る意見について
議案第60号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第61号	農用地利用集積計画の決定について
議案第62号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第63号	農地の買受適格証明願の証明書の発行について

報告第30号	農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第31号	農地法第４条第１項の規定による許可申請の取下げについて
報告第32号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第33号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第34号	非農地の判断について
報告第35号	市街化区域内の農地の買受適格証明書の発行について

［開始時刻　15 時　00 分］

事務局次長　ただいまから令和 3 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席の調整にご協力いただいた委員が 3 番三上幸雄委員、14 番小田桐明委員、15 番奥元勝義委員、16 番髙橋貴志委員、18 番大湯茂八郎委員、20 番兜森弘義委員、22 番藤田善明委員、24 番町田高司委員、25 番佐藤剛郎委員、26 番山内知人委員であります。ただいまの出席者数は 16 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。1 番岩谷裕子委員、2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 58 号を議題といたします。議案第 58 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 58 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 1,869 ㎡、畑 12 件 35,834 ㎡、合計 15 件 37,703 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 9,702 ㎡、畑 8 件 62,171 ㎡、合計 9 件 71,873 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 9 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、町田貴司委員、佐藤剛郎委員、山内知人委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。10 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 141 番について申し上げます。申請地は、借受人である農地所有適格法人の代表が所有する農地で、これまでも 40 年近くにわたりりんごを作付けしておりましたが、販売収益の増加や、後継者の育成のため、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後、申請地では、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 142 番について申し上げます。申請地は、借受人である農地所有適格法人の代表が、これまでも個人として借り受け、りんごを作付けしてきた農地です。更なる生産量の増加や、それに伴い必要となる雇用の安定を図るため、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後、申請地では、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、

調査委員長　議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 58 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 58 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 58 号は、許可することに決定いたします。
次に、議案第 59 号を議題といたします。議案第 59 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　13 ページをお開き願います。議案第 59 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 232 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。15 ページをお開きください。受付番号 10 番について、ご説明いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の不許可の例外規定である「農業用施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 59 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 59 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第59号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第60号を議題といたします。議案第60号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　17ページをお開き願います。議案第60号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件3,970㎡、畑4件2,314㎡、合計5件6,284㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号10番、12番、13番は、農地区分がその他の第2種農地で、第3種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分です。受付番号10番は、代替地を検討した結果において、申請地以外に目的を達成できる土地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号12番及び13番については、第1種農地の不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。次に受付番号11番及び20ページ受付番号14番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分であります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第60号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第60号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第60号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第61号を議題といたします。議案第61号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　21ページをお開き願います。議案第61号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出

事務局次長　されました件数と面積は、所有権関係が、田1件55㎡、畑3件10,163㎡、合計4件10,218㎡であります。また、使用収益権関係は、田2件11,458㎡、畑1件913㎡、合計3件12,371㎡であり、内容は農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。24ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号202番から25ページ204番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。なお、24ページの受付番号202番の貸付人が借受人となっている計画案は、十腰内の猿沢地区で実施予定の、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る、ほ場整備の区域内の農地であります。事業要件である、区域内のすべての農地について、農地中間管理権を設定するための計画案でありますが、工事が行われるまでの間は所有者である転貸付人自身が耕作する必要があることから、転貸付人が転借受人となる計画案であります。25ページをお開きください。使用収益権関係受付番号203番、204番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第61号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第61号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第61号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第62号を議題といたします。議案第62号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　27ページをお開き願います。議案第62号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件326㎡、畑2件6,207㎡、合計4件6,533㎡であります。今回提出されました4件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、

事務局次長　売買 2 件、交換 2 件が整ったものであります。29 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 46 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号 45 番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、受付番号 45 番で譲渡す面積の範囲内で取得するものです。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 62 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 62 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 62 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第 63 号を議題といたします。議案第 63 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　31 ページをお開き願います。議案第 63 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。本会議に提出されました件数と面積は、田 1,961 ㎡、畑 1 件 3,212 ㎡、合計 1 件 5,173 ㎡であります。この願出は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書でありますが、本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があったときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　33 ページをお開きください。受付番号 1 番について申し上げます。願出人は、りんごを主とした経営をしており、願出地を現在も借り受け耕作しておりますが、今後の耕作権の確保のため、当該農地を買い受けたいと申し述べておりました。農作業経験もあり、技術力等、特に問題ないと判断しました。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないため、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。

調査委員長　現地調査をした委員から補足説明はありますか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 63 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 63 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第63号は証明することに決定いたします。
次に、報告第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　35ページをお開き願います。報告第30号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田5件46,657㎡、畑7件51,938.40㎡、合計12件98,595.40㎡であります。なお、届出理由につきましては37ページから38ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第30号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第31号「農地法第4条の許可申請取下げについて」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　39ページをお開き願います。報告第31号は、農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げがなされたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑1件59㎡であります。本件は、令和3年7月総会で農地転用について、許可相当の意見を付して県知事に送付したものでありますが、その後、申請者が提出した取下願について、令和3年8月17日付けで県知事が受理したものであります。なお、取下理由につきましては、41ページの取下理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第31号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第32号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　43ページをお開き願います。報告第32号は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が田3件4,257㎡、畑3件448㎡合計6件4,705㎡であります。なお、届出理由につきましては、45ページから46ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第32号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第33号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　47ページをお開き願います。報告第33号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議

事務局次長　に報告されました件数と面積は、田 4 件 8,900 ㎡、畑 1 件 8,112 ㎡、合計 5 件 17,012 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、49 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 33 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 34 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　51 ページをお開き願います。報告第 34 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する３名の委員が、農地法の運用について、第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 1,270 ㎡であります。以上であります。報告第 34 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 35 号「市街化区域内の農地買受的適格証明書の発行について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　55 ページをお開き願います。報告第 35 号は、市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明願があり、これを受理し、証明書の発行をしたことを、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 1 件 4,523.61 ㎡であります。57 ページをお開きください。内容といたしましては、民事執行法に基づく競売参加のための証明書の発行であり、願出理由は、駐車場であります。なお、本件について願出人が落札した場合、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出を受理し、総会で報告することとなります。以上であります。

議　　長　報告第 35 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了　15 時　38 分］